

# 『玉掛け技能講習』開催案内

建設業労働災害防止協会秋田県支部  
〔略称 建災防秋田県支部〕

労働安全衛生法により、「制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務」は、就業制限に係る業務となっています。

当該業務に就くためには、『玉掛け技能講習』を修了した者、その他厚生労働省令で定める資格を有していなければなりません。



## 1. 開催日程及び会場 《受付8：45～、講習開始9：00～》

区分	日程	会場	定員
学科	6月2日(火) ～6月3日(水)	本荘由利地域職業訓練センター 2階 大会議室 由利本荘市石脇字田尻30-22	30名
実技	6月4日(木)	由利本荘市ポートプラザ アクアパル 駐車場 由利本荘市北裏地54-1	

\*1) 申込み期限 受講日(初日)から7日前を期限としますが、期限前であっても定員になり次第、受け付けを締切ります。

\*2) 開催については、受講希望人員により増減、又は中止することがあります。

## 2. 受講区分

《このたびは、全科目受講及び次の区分2～4のいずれかに該当する講習科目の一部免除対象者の講習です。》

区分	受講区分	
1	全科目受講	
2	一部免除対象	クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者。
3		床上操作式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
4		つり上げ荷重が5トン未満のクレーン・デリック、つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ、制限荷重5トン未満の揚貨装置、いずれかの運転業務に6月以上従事した経験を有する者。

## 3. 受講科目及び受講時間

区分	受講科目	受講時間		
		全科目受講	受講区分	
			2又は3	4
学科	クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識	1時間	1時間	1時間
	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3時間	—	3時間
	クレーン等の玉掛けの方法	7時間	7時間	7時間
	関係法令	1時間	1時間	1時間
実技	クレーン等の玉掛け	6時間	6時間	6時間
	クレーン等の運転のための合図	1時間	—	—
	計	19時間	15時間	18時間

#### 4. 受講料及び資料代《共に消費税込み》

区分	全科目受講	受講区分	
		2又は3	4
受講料	23,000円	20,000円	20,000円
資料代	1,650円	1,650円	1,650円
計	24,650円	21,650円	21,650円

\*納付方法は原則、銀行口座へ振込みとしてください。  
指定口座は、受講票によりお知らせします。  
納付手続きは【必ず受講票到着後】にしてください。

#### 5. 申込み方法

『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、受講区分により必要な書類及び証明写真2枚を添え、次へ郵送又は持参してください。

##### \*修了証等の写し及び写真に関する注意事項

- ①修了証等の写しは、記載事項が表裏にわたる場合、必ず両面を添付してください。
- ②写真は白黒、カラーを問わず、無背景で申込日から3カ月以内に撮影したものとします。
- ③写真2枚の裏面に講習名（玉掛け）、氏名及び生年月日を記載してください。

〔申込書送付及び提出、問合せ先〕

〒010-0951 秋田市山王四丁目3番10号

建設業労働災害防止協会秋田県支部 宛

電話〈直通018-823-5499〉又は018-823-5495（（一社）秋田県建設業協会内）

#### 6. 受講票

受講申込書到着後、記載内容及び添付書類等を確認のうえ、受付けしめすと詳細通知のための『受講票』を郵送します。

#### 7. 『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）』の受給について

必要要件を満たしている事業主が、建設労働者に当該講習を受講させた場合は、厚生労働省による助成金を受給できます。

- ◎必要要件
1. 雇用保険料率1,000分の12の中小建設事業主であること。  
\*上記料率は令和元年度の率であり、今後変更となることもあります。
  2. 受講する建設労働者が雇用保険被保険者であること。
  3. 事業主が受講料及び資料代を負担すること。
  4. 受講日は出勤扱いとすること。

受給手続きを予定している事業所で、関係書類の「（建技様式第3号別紙1）受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書」に記載証明及び技能講習カリキュラムが必要な場合、受講申込時に別紙『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』を添えてください。

受講後に同書類を事業所あて、送付いたします。

「別紙」

『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』

玉掛け技能講習		
講習開始日	令和2年6月2日(火)	
講習開催地	由利本荘市	
*受講証明を必要とする対象予定者は、以下のとおりです。		
	氏名	所属事業場名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

# 玉掛け技能講習受講申込書

受付 番号	
----------	--

[開催日：6月2日～6月4日]

\*元号は、該当するものを○で囲んでください。

フリガナ				生 年 月 日
氏 名				昭和 平成
現 住 所	〒	-	電話番号	-
現 在 の 所属事業場	※講習当日までに連絡を取る場合があるので、必ずご記入ください。			
	事業場名	所在地	〒	-
	連絡先	電話	-	FAX
科目の一部 免除を希望 する場合、 右記の該当 番号を○で 囲んでくだ さい。 (該当番号に 関する添付書 類、事業主か らの経験証明 等を確認し、 必要な書類を 添付してくだ さい。)	受講科目が免除される者	添付書類	経験証明	
	1.	クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	免許証の写し	-
	2.	床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	技能講習修了証の写し	-
	3.	つり上げ荷重が5トン未満のクレーン・デリック、つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ、制限荷重5トン未満の揚貨装置、いずれかの運転業務に6月以上従事した経験を有する者	特別教育修了証の写し	要
注) 上記3に該当する方は、裏面に事業主から当該機械に従事した経験の記載証明を受けてください。				

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会秋田県支部長 殿

申込者  
(受講者本人)

印

(注) 以下の太枠欄には、記入しないこと。

記 事 欄	実施管理者	受付者

上部のり付け	上部のり付け
申込時に写真2枚を添え提出のこと (裏面に氏名を記入) 写真サイズ タテ2.5cm、ヨコ2.0cm	

「申込書」の内容は、当該講習の実施に使用するものとし、その他に使用することはありません。

## 経 験 証 明

建設業労働災害防止協会

秋田県支部長 殿

次の者は、玉掛け技能講習の受講申込みに当たり、科目の一部免除を希望する上で、下記のとおり当事業場で当該業務に従事した経験を証明します。

1. 証明対象者氏名

.....

2. 業務内容及び経験年数

1) 業務内容 (該当する業務機械について、□にレ点を付しました。)

- ① つり上げ荷重が5トン未満のクレーン・デリックの運転業務
- ② つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転業務
- ③ つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転業務
- ④ 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転業務

2) 業務の経験年数 (元号は、該当するものを○で囲みました。)

自 昭和・平成・令和 年 月～至 昭和・平成・令和 年 月  
の内 年 ケ月間 従事

令和 年 月 日

(事業場名)

\_\_\_\_\_  
(事業者、役職名・氏名)

\_\_\_\_\_  
代表者印